

初診及び再診時にかかる「選定療養費」Q&A

1. 選定療養費とは何ですか？

→「初期の治療は地域のかかりつけ医等で、高度・専門医療は病院（200床以上）で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として、厚生労働省により定められた制度で、高度・専門医療を行う200床以上の病院においては、かかりつけ医等からの紹介状を持たず受診される患者さまに対して診療費とは別に自費負担していただくことが定められています。令和02年度の診療報酬改定において、一般病床が200床以上の地域医療支援病院は定められた選定療養費を徴収することが義務付けられ、当院はこれに該当することから初診及び再診時の「選定療養費」をご負担いただいております。

2. 初診時の選定療養費はどのような場合に支払うのですか？

→他の医療機関からの紹介状（診療情報提供書）を持たずに受診された初診の患者さまが対象となります。

厚生労働省の定めにより対象外となる場合は、次の通りです。

- ◆救急車で搬送された方（平日、休日夜間は問いません）
- ◆休日夜間を除いて、外来受診から継続して入院となった方（一般外来、救急外来は問いません）
- ◆各種公費負担制度の受給者である方
- ◆今回受診する診療科は初めてであるが、当院の他の診療科に通院中の方
但し、医師の指示なく受診されてから1年以上経過している方は、選定療養費の徴収対象となります
- ◆特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった方
- ◆災害により被害を受けた方
- ◆労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方
- ◆その他、当院が直接受診する必要性を認めた方

3. 再診時の選定療養費はどのような場合に支払うのですか？

→主治医が文書で他の医療機関への紹介を行った後、患者さま自らの希望で当院を継続受診する場合に、受診の都度かかります。但し、選定療養費の徴収対象外に該当する場合は徴収いたしません。

4. 選定療養費の除外対象となる公費負担受給者とは具体的にどのような方ですか？

→国の法律に基づく公費負担制度であり、例えば特定疾患や自立支援、肝炎治療特別促進事業等です。その他、府単独事業における特定疾患や障害者医療も含まれます。

5. 救急外来を休日や時間外に受診するときも、選定療養費はかかりますか？

→選定療養費はかかりませんが、当院は急性期医療を担う医療機関としての救急医療体制を確保するため、救急入院・救急手術等の重篤患者を受け入れる体制をとっています。救急外来の受診を希望される場合は、まずはお電話にて受診可否をお問い合わせ下さい。

6. 保険証を忘れて受診する場合は、初診時の選定療養費はかかりますか？

→保険証を忘れて受診される場合は保険証を持参されるまで一時的に自費扱いとなりますが、保健診療と同様の取り扱いとなりますので徴収の対象となります。

7. 受診した日に別の診療科を初診受診した場合、初診時の選定療養費はかかりますか？

→初診料算定の原則として、診療を継続している患者さまが新たな疾患で初診受診する場合は、再診として取り扱うこととなっています。このため、受診した日に他科を初診受診した場合については、初診時の選定療養費を徴収いたしません。

8. 複数の診療科を受診しており、ひとつの診療科で主治医が他の医療機関へ紹介の申し出をしたにも関わらず、自らの希望で当院継続受診する場合、すべての診療科で再診時の選定療養費を支払うこととなりますか？

→再診時の選定療養費は、診療科単位で徴収します。例えば、2つの診療科を受診する場合、ひとつの診療科で主治医が他の医療機関へ紹介の申し出をしたにもかかわらず、かかりつけ医からの紹介状を持たずに当院を継続受診するときは、その診療科のみ受診の都度再診時の選定療養費を徴収いたします。また、2つの診療科ともに主治医が他の医療機関へ紹介の申し出をしたにもかかわらず、それぞれの診療科にかかりつけ医からの紹介状を持たずに当院を継続受診する場合はいずれの診療科も受診の都度再診時の選定療養費を徴収いたします。

9. 乳幼児医療・ひとり親家庭等医療・こども医療はこれまで選定療養費の対象外でしたが、令和02年4月からどうして対象となったのですか？

→これまでの初診時の選定療養費においては、「徴収することができる」規定の医療機関でしたが、令和02年4月の診療報酬改定で「徴収しなければならない」規定の医療機関になりました。乳幼児医療・ひとり親家庭等医療・こども医療は厚生労働省の定めにより徴収の対象外とする要件に該当しないため、選定療養費の徴収対象となりました。

10. 前回受診した際に、一定の期間経過後の受診を指示されましたが、初診時の選定療養費はかかりますか？

→診察時に、医師の指示による受診であるかどうかを判断いたしますので、初診時の選定療養費がかかる場合があります。

11. 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査の指示を受け場合は、選定療養費の対象外となっていますが、人間ドック等会社で行う健康診断も含まれますか？

→保険者が行う特定健診、自治体が行うがん検診のほか、公的な制度に基づく健康診断以外は含まれません。※公的な制度による健康診断かどうかの判断は個別に行います。